労働安全衛生法のポイント

このリーフレットは、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するための労働安全衛生法のポイントをまとめたものです。

労働災害防止の措置等の詳細は、労働安全衛生法施行令や労働安全衛生規則等で定めていますので必ず確認して下さい。

安全衛生管理体制

■ 総括安全衛生管理者（労働安全衛生法第 10 条）

事業者は、下記の業種・規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者を選任し、安全管理者、衛生管理者を指揮させ、労働者の危険又は健康障害を防止するための業務を統括管理させる必要があります。

① 常時１００人以上の労働者を使用する 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業

② 常時３００人以上の労働者を使用する 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

③ 常時1,０００人以上の労働者を使用する 上記①、②以外の業種

■ 安全管理者（第 11 条）

事業者は、常時５０人以上の労働者を使用する下記の業種の事業場ごとに、資格を有する者のうちから、安全管理者を選任し、安全に係る技術的事項を管理させる必要があります。

・ 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

■ 衛生管理者（第 12 条）

事業者は、常時５０人以上の労働者を使用する事業場ごとに、資格を有する者のうちから、衛生管理者を選任し、健康管理や作業環境等の労働衛生に係る技術的事項を管理させる必要があります。

■ 安全衛生推進者等（第 12 条の 2）

事業者は、常時１０人以上５０人未満の労働者を使用する事業場ごとに、下記①の業種の事業場については、必要な能力を有すると認められる者のうちから、安全衛生推進者を選任し、安全衛生業務を担当させる必要があり、下記②の業種の事業場については、必要な能力を有すると認められる者のうちから、衛生推進者を選任し、労働衛生業務を担当させる必要があります。

① 安全管理者を選任しなければならない業種と同じ

② 上記以外の業種

■ 産業医（第 13 条）

事業者は、常時５０人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせる必要があります。

■　作業主任者（第 14 条）

事業者は、下記の危険又は有害な作業について、資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮等を行わせる必要があります。

・　高圧室内作業、ガス溶接作業、林業架線作業、ボイラー取扱作業、エックス線作業、ガンマ線透過写真撮影作業、木材加工用機械作業、プレス機械作業、乾燥設備作業、コンクリート破砕器作業、地山の掘削作業、土止め支保工作業、ずい道等の掘削作業、ずい道等の履工作業、採石のための掘削作業、はい作業、船内荷役作業、型枠支保工の組立て等作業、足場の組立て等作業、建築物等の鉄骨の組立て等作業、鋼橋架設等の作業、木造建築物の組立て等作業、コンクリート造の工作物の解体等作業、コンクリート橋架設等作業、第一種圧力容器取扱作業、特定化学物質取扱等作業、鉛作業、四アルキル鉛等作業、酸素欠乏危険作業、有機溶剤等作業、石綿等作業（※　作業内容の詳細等は労働安全衛生規則等を確認して下さい。）

■　安全委員会（第 17 条）

事業者は、下記の業種の事業場ごとに、安全委員会を設け、労働者の危険防止に関する事項等を調査審議させ、意見を述べさせる必要があります。

①　常時 50 人以上の労働者を使用する 林業、鉱業、建設業、製造業（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、自動車整備業、機械修理業に限る。）、運送業（道路貨物運送業、港湾貨物運送業に限る。）、清掃業

②　常時 100 人以上の労働者を使用する 上記以外の製造業（物の加工業を含む。）、上記以外の運送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

■　衛生委員会（第 18 条）

事業者は、常時５０人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設け、労働者の健康障害防止と健康保持増進に関する事項等を調査審議させ、意見を述べさせる必要があります。

労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

■　事業者の講ずべき措置等（第２０条～第２５条）

事業者は、労働者の危険又は健康障害を防止するため下記の措置を講ずる必要があります。

①　機械・器具その他の設備、爆発性・発火性・引火性の物等や電気・熱等のエネルギーによる危険を防止するための措置

②　掘削、採石、荷役、伐木等の業務の作業方法から生じる危険を防止するための措置

③　墜落のおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するための措置

④　原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体、放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常高圧、排気、排液等による健康障害を防止するための措置　※

⑤　通路・床面・階段等の保全、換気、採光、照明、保温、保湿、防湿、休養、避難、清潔に必要な措置

⑥　労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するための必要な措置

⑦　急迫した労働災害の危険があるときの作業の中止、退避させる等必要な措置

（※）④の健康障害を防止するための措置は作業を請け負わせる一人親方等に対して一定の措置を実施することが令和５年４月１日から義務付けられました。

■　労働者の遵守義務（第 26 条）

労働者は、事業者が労働災害防止のために講じた事項を遵守する必要があります。

■　リスクアセスメント（第 28 条の 2）

事業者は、建設物・設備・原材料・ガス・蒸気・粉じん等よる危険性又は有害性等及び作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

なお、一定の化学物質は、第 57 条の３により必ず危険性又は有害性等の調査を行う必要があります。

機械並びに危険物及び有害物に関する規制

■　**機械等に関する規制（第 37 条～第 40 条、第 42 条、第 45 条）**

機械等については、下記の規制があります。

①　特に危険な作業を必要とする**ボイラー、クレーン等の機械のうち一定の条件以上の「特定機械等」**を製造する者は、**労働局長の許可**を受ける必要があります。

　また、製造、輸入した際等は、労働局長等の検査を受検し、**検査証**の交付を受ける必要があり、検査証がないと特定機械等の使用や譲渡等ができません。

②　**「特定機械等」以外の危険又は有害な作業を伴う等の一定の機械等**は、**法定の規格、安全装置を具備**しなければ譲渡、設置等ができません。

③　ボイラーその他の機械等は、定期に自主検査を行い、その結果を記録する必要があります。

　また、それらの機械等のうち、**プレス機械やフォークリフト等の機械**は、法定の資格者又は検査業者による**特定自主検査**を行う必要があります。

■　**危険物及び有害物に関する規制（第 55 条～第 57 条の３）**

化学物質等は、下記の規制があります。

①　**ベンジジン等**の労働者に重度の健康障害を生じさせる有害物は、原則として、**製造、輸入、譲渡、提供、使用ができません**。

②　**ジクロルベンジジン等**の労働者に重度の健康障害を生じさせる有害物の製造者は、**厚生労働大臣の許可**を受ける必要があります。

③　**ベンゼン等**の労働者に危険もしくは健康障害を生じさせるおそれのある物を譲渡又は提供する者は、容器又は包装に**名称、人体に及ぼす作用、危険有害性を表す標章（絵表示）等を表示**し、文書の交付等により相手方に危険性又は有害性に関する事項を通知する必要があります。

④　化学物質のうち、通知対象物質等（**第 56 条の製造の許可物質及び労働安全衛生法施行令別表第９の物質**）は、必ず危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を行う必要があります。

労働者の就業に当たっての措置

■　**安全衛生教育（第 59 条）**

事業者は、労働者を雇い入れたときや作業内容を変更したときは、安全又は衛生のための教育を行う必要があります。

また、特定の危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、特別の教育を行う必要があります。

■　**職長等の教育（第 60 条）**

事業者は、新たに職務に就くことになった職長等に、作業方法の決定、指導監督の方法等について、安全又は衛生の教育を行う必要があります。

■　**就業制限（第 61 条）**

事業者は、**クレーンの運転その他の業務で特定の危険業務**については、**免許を受けた者又は技能講習を修了した者等の資格を有する者**でないと就かせてはなりません。

また、その資格を有しない者は、その業務を行うことができません。

■　**中高年齢者、身体障害者への配慮（第 62 条）**

事業者は、中高年齢者、身体障害者等の労働災害の防止に当たって特に配慮を要する者について、心身の状態に応じ適正な配置に努める必要があります。

健康の保持増進のための措置

■　作業環境測定（第 65 条、第 65 条の 2）

事業者は、**有害な業務を行う屋内作業場等**について、作業環境測定を行い、その結果を記録し、改善の必要があるときは、適切な措置を講じる必要があります。

■　健康診断（第 66 条）

事業者は、労働者に、**雇入れ時や 1 年以内ごとに 1 回、定期に**健康診断を行う必要があります。

また、**深夜業などの特定業務従事者**に、**6 か月以内ごとに 1 回、定期に**健康診断を行う必要があります。

■　ストレスチェック（第 66 条の 10）

事業者は、労働者に、**1年以内ごとに1回**、医師、保健師等による**心理的な負担の程度を把握するための検査**を行う必要があります。（※　労働者５０人未満の事業場は当面の間は努力義務）

■　受動喫煙の防止（第 68 条の 2）

事業者は、労働者の受動喫煙を防止するための措置を行うよう努める必要があります。

報告等

■　労働者死傷病報告（第１００条）

事業者は、労働災害により、死亡し、又は休業した時は、遅滞なく**電子申請により**所轄労働基準監督署長に**報告**する必要があります。

休業の日数が 4 日に満たないときは、四半期ごとにその翌月の末までに、**電子申請により**所轄労働基準監督署長に**報告**する必要があります。

その他

■　計画の届出（第 88 条）

事業者は、下記の計画を事前に届け出る必要があります。

①　危険又は有害な作業を伴う機械の設置、移転等の計画（**工事 30 日前まで**に労働基準監督署長に届出）

②　建設業又は土石採取業の仕事の計画（**工事 14 日前まで**に労働基準監督署長に届出）

③　特に大規模な建設業の工事の計画（**工事 30 日前まで**に厚生労働大臣に届出）

■　法令等の周知（第 101 条）

事業者は、労働安全衛生法、そのほか関係政省令の要旨を作業場の見やすい場所に掲示する等により、労働者に周知する必要があります。

■　書類の保存（第 103 条）

事業者は、労働安全衛生法に基づく特別教育の実施記録、健康診断結果、定期自主検査の実施記録、作業環境測定の結果などの書類を一定期間保存する必要があります。

必ず、労働安全衛生法
労働安全衛生法施行令
労働安全衛生規則
等をチェックしてね！

労働安全衛生法　検　索

大阪労働局・各労働基準監督署

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/

R7．4